

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年11月27日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：スーダン 担当：経済基盤開発部
案件名：ダルフル人材育成プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査
調査区分：プロジェクト形成（技協）

1 契約予定期間：2014年2月上旬～2014年6月上旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における平和構築及び人材育成に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月11日から2013年12月13日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月11日から2013年12月16日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月26日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 1月中旬
- (5) 契約交渉 : 1月下旬～1月下旬

5 業務の目的

本プロジェクトの対象地域であるスーダン共和国（以下「スーダン」と表記）のダルフル地方においては、2003年に勃発した紛争が今なお続いている。現在も数多くの人々が国内避難民（Internal Displaced Persons、以下「IDP」と表記）としてキャンプで生活している。多くのIDPキャンプで、経済活動の機会が限られ、生活は人道支援に大きく依存している状況である。また、同地の開発は大きく遅れ、反政府勢力や民兵による武力攻撃や資源対立が頻発し、国内の大きな不安定要因となっているのが現状である。

紛争の解決や再発を抑止するためには、政治的な対話と並行し地域間あるいは民族間の経済格差を減らしていく努力が求められるところ、JICAは2009年6月から2013年5月まで「ダルフル及び暫定統治三地域人材育成プロジェクト」（以下「フェーズ1」と表記）を実施した。フェーズ1では、現地で最もニーズの高い給水、母子保健、職業訓練の3分野について、主に 現地における機材供与、各州政府主導による各分野のパイロット事業、首都ハルツームにおける指導者研修（Trainers of Training）という3つのアプローチで州政府行政機関の人材育成に取り組んだ。

その結果、ダルフルにおいて、給水分野では71箇所の井戸改修の実施、母子保健分野では約2600人の村落助産師研修の実施、職業訓練分野では約1100人が短期職業訓練を受講という成果を残すことが出来た。これらによる実践的な能力強化は各行政機関の職員の人材育成に繋がったが、日本人専門家は現地渡航が困難なためスーダン側実施機関と日常的に活動を共にすることが出来ず、住民ニーズに応じた行政サービスの提供といった質及び内容の部分や個々の職員を越えた組織の能力強化などの課題も残った。

こうしたダルフルにおける課題の解決には、州政府行政機関の継続的な能力強化が必須であり、スーダン政府は「ダルフル人材育成プロジェクトフェーズ2」（以下「フェーズ2」と表記）を日本に要請した。本業務は、この要請を踏まえ、フェーズ2の協力計画を策定することを目的にフェーズ2の詳細計画策定調査を行う物である。具体的には、上記3分野の基本情報の再確認や協力課題の整理を通じてプロジェクト内容の検討を行うことを主たる業務とする。プロジェクト内容の検討に当たっては、フェーズ1で得られた教訓・提言を再検証するとともに、ベースライン調査を実施しプロジェクトとして目指す成果及び指標の整理が求められる。また、国連・他援助機関による平和構築支援、公共サービス改善に係る取り組み状況の調査も必要である。これら調査結果をもとに、プロジェクトの前提条件、課題、他機関との連携の可能性を明らかにし、プロジェクトの詳細計画を策定する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 調査対象地域

スーダン国内ダルフル地方（北ダルフル州、南ダルフル州、西ダルフル州の3州を対象とする）（なお、現地の治安の関係で、日本人専門家の同州への渡航機会はかなり制限されるところ、業務においては首都ハルツームがベースとなり、現地調査期間中数回、数日間の出張ベースで現地に行く見込みである。

(2) 相手国実施機関

地方分権化最高評議会（Higher Council for Decentralized Governance）及び州政府、州財務省、州保健省、州教育省、技術高等学校、州水公社

(3) 業務の内容

スーダン及び対象州の一般概況（社会経済状況、政策、開発計画、予算）及び当該分野に関し基礎収集・現況分析を行う。

関連国連機関や援助機関（NGOを含む）の活動状況（対象地域、活動内容、予算規模、これまでの成果、今後の計画等）を確認し、連携の可能性を検討する。

他JICAプロジェクトの活動状況の把握や、日本人専門家及び各実施機関との協議を通じて連携の可能性を検討する。

北、西ダルフール州の州都を訪問し、各実施機関の実施体制を確認するとともに、各組織の現状と課題を把握する。主に確認する内容は以下の通り。

イ) 各セクターの関連政策や、各機関の事業計画

ロ) 各機関の組織・人員体制、予算状況

ハ) 各機関の活動の現状及び課題、人材育成に対する現状認識

計画立案・実施手法にかかる研修を実施する。

の作業を通じて給水・母子保健・職業訓練の各分野におけるパイロット事業に必要な各種計画（事業計画、実施工程、人員計画、予算計画、調達計画、研修計画等）の素案を作成する。

上記を通じて作成したパイロット事業の各種計画をもとに、日本側及びスーダン側の実施体制（案）を検討する。活動内容のモニタリングや評価を意識し、適切なプロジェクト管理が行えるよう、各機関の役割分担の明確化を図り（実施機関、連邦省庁、ダルフール地域機構、JICAスーダン事務所等）、さらに必要に応じて各機関・組織・担当者のTOR案を作成することも検討する。作成に際しては、実施機関のモニタリングや評価に関する能力強化の一環として、研修形式等を検討し、各実施機関と共同で行うよう配慮する。

計画立案研修で策定したパイロット事業の実施に必要な機材の調達に係る情報を収集・整理する。

プロジェクトの実施に必要なローカルコンサルタントに係る情報を収集・整理する。

上記 ~ の内容を踏まえ、フェーズ2のPDM案、PO案、機材リスト等の作成に協力する。

7 成果品等

(1) 業務計画書（和文）（業務契約締結以降1週間後を目途：2014年2月上旬）

(2) 中間報告書（和文）（英文）（2014年4月上旬）

(3) 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）（2014年6月上旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 総括／全体計画／社会調査（評価対象予定者）

(2) 給水（評価対象予定者）

(3) 母子保健（評価対象予定者）

(4) 職業訓練（評価対象予定者）

(5) 計画／マネジメント／他機関連携／評価分析

(6) 調達／積算

(7) 安全対策／情報管理／業務調整

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。